

2015年5月29日

桜井市教育委員会

教育長 石田 泰敏 様

新日本婦人の会桜井支部

支部長 山森 有見

中学校用教科書採択についての申し入れ

教育について、日ごろのご尽力に敬意を表します。

さて、今年は来年度から使用する中学校用教科書を採択する年です。

文部科学省は昨年、「教科書改革実行プラン」をつくり、教科書の編集、検定、採択などすべての段階で規制を強めました。そして、竹島と尖閣諸島に関する「学習指導要領解説」を改定しました。また、かつての「修身」を想起させる道徳の「教科化」や教育に対する首長の権限を強める教育委員会制度の改定をおこないました。

さらに文科省は、「教科書採択権限は、教育委員会にある」ことを前提に、調査員（教員）らによる調査研究にもとづく選定資料などに示された評価に拘束されず、教育委員会が責任を持って採択せよ、との「通知」を発出しました。

このように矢継ぎ早に「教育改革」を進めるなか、4月6日、文科省は中学校教科書の検定結果を公表しました。

(1) 侵略戦争を美化・正当化する教科書

育鵬社版・自由社版の歴史教科書はともに、日本が起こした侵略戦争を「自存自衛」「アジア諸国の解放」のための戦争だったとし、「日本は正しい戦争をおこなった」という認識を子どもたちに教えようとしています。

日本は侵略戦争と植民地支配を反省し、二度と過ちをくり返さないことを国の内外に約束し、国際社会に復帰しました。これが戦後日本の出発点です。

戦後の世界秩序を否定するこれらの教科書は、歴史の真実をゆがめ、子どもたちに誤った歴史認識を教えることになり、世界とアジア諸国との平和と友好を築くうえで重大な障害になることは必至です。

(2) 日本国憲法を敵視し、子どもたちを憲法改悪に誘導する教科書

育鵬社版・自由社版の公民教科書はともに、戦前の大日本帝国憲法を美化する一方、戦後の日本国憲法をアメリカに押しつけられたものと描き、憲法第9条などの改悪へと子どもたちを誘導しようとしています。

このような内容の教科書を検定合格させたり、学校で子どもたちに教えることは、日本国憲法第99条の「憲法尊重擁護義務」に違反していることは明白です。

(3) 検定強化で、政府の意向通りの教科書記述へ

ある歴史教科書は日本軍「慰安婦」問題を取り上げましたが、文科省から多くのクレームが付き、その記述を削除せざるを得ませんでした。そのクレームのひとつが「政府の統

一的な見解に基づいた記述がされていない」ということでした。統一の見解とは、「河野談話」発表までに政府が発見した資料の中には、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」という辻元清美議員への答弁書（2007年）などです。しかし、「河野談話」発表時でも、その後発見された資料でも強制連行の事例は数多くあります。

「慰安婦」問題の本質は、強制連行の有無ではなく、日本軍の施設で女性が性奴隷の生活を強いられたことにあります。したがって、人権問題として取り上げなければならない問題です。

また、関東大震災のときに虐殺された朝鮮人の人数を数千人（現行本と同じ）と書いたから、「通説的な見解がないことが明示されていない」と検定意見がつき、「その数は数千人になるとも言われるが、人数については通説はない」と修正しました。

「学習指導要領解説」の改定で、竹島や尖閣諸島など領土問題について、政府見解にもとづく記述が大幅に増えました。しかし、領土をめぐる隣国との対立があるのは事実ですから、隣国の主張も教える必要があります。また、領土問題はしばしば戦争の原因になるので、平和的に解決すべきことも教えなければなりません。日本の政府見解だけを詳しく教えても対立はなくならず、より深まる恐れがあります。

教科書は、そのときどきの政府の見解を教えるために編集されるものではなく、人類が到達した普遍的な知見や価値を、子どもの発達段階に応じて教えるために編集されるべきです。

以上のことを踏まえ、つぎのことを申し入れます。

記

1. 侵略戦争を美化・正当化したり、日本国憲法を敵視し、憲法改悪へと誘導するような教科書は採択しないでください。子どもたちが学びやすく、先生方が教えやすい教科書を採択してください。
2. 子どもたちと日々深く関わり、地域や子どもの状況をよく把握しているのは先生方です。そのような先生方の意見を尊重して、子どもたちにふさわしい教科書が選ばれることは当然であり、国際的な常識でもあります。教科書の採択に当たっては、現場の先生方の意見を尊重してください。
3. 教科書の採択に当たっては、学校の先生方が十分な時間的保証のもとに、教科書の調査研究ができるようにしてください。